

運輸安全マネジメント 2021-2022



きかんしゃトーマスラッピング車両
奥・504号車(静岡自動車営業所所属) 手前・376号車(金谷自動車営業所所属)

2022年4月25日

大井川鐵道グループ

株式会社 大鉄アドバンス

金谷自動車営業所

静岡自動車営業所

— 2021 年度 運輸安全マネジメントもくじ —

1	安全運輸マネジメントとは・・・	- 3 -
2	安全マネジメントに関する基本的な方針	- 3 -
3	輸送の安全に関する目標 2021 と達成結果および統計	- 3 -
4	自動車事故報告規則第二条に規定する事故の発生状況	- 4 -
5	輸送の安全に関する計画	- 4 -
6	輸送の安全に関する教育・投資の実績	- 5 -
7	輸送の安全に係る内部監査の結果および講じようとする改善措置	- 7 -
8	安全管理規程（平成 25 年 12 月 11 日届出）	- 8 -
9	輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	- 13 -
1 0	安全統括管理者（平成 26 年 7 月 4 日届出）	- 14 -
1 1	輸送の安全に関する目標 2022	- 14 -
1 2	安全目標に向けての重点施策	- 14 -

1 安全運輸マネジメントとは・・・

平成18年10月1日より、全ての自動車運送事業者が運輸安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めることが義務付けられました。

「輸送の安全性を確保すること」は、言うまでもなくバス事業者として当然の責務ですが、法律の施行により、経営のトップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないこととなりました。

当社においても毎年目標を立て、安全な運行および事故の減少に向け取り組んでおり、このページにおいてみなさまに前年度報告と本年度の目標を公表いたします。

2 安全マネジメントに関する基本的な方針

当社は、安全第一の意識を持って輸送の安全を確保するための管理方針ほか、事業活動に関する基本的な方針を定め、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ必要に応じ見直します。なお、社長以下従業員全員への周知徹底に努めます。

- ① お客様の安全輸送をすべての最優先に努めます
- ② 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し
すみやかに安全適切な措置をとります
- ③ 法令および規則を遵守し良識を持って行動します
- ④ 情報は漏れなく迅速・正確に伝え、透明性を確保します
- ⑤ 安全輸送のためP策定・D実行・C確認・A改善サイクルを確実に実施し、
絶えず輸送の安全性の向上に努めます

3 輸送の安全に関する目標 2021 と達成結果および統計

- | | | |
|----------|---------|---|
| ① 重大事故 | ゼロ | 2020 年度件数 0 件→2021 年度 0 件(増減無) |
| ② 事故件数 | 1 桁台に削減 | 2020 年度件数 13 件→2021 年度 11 件(2 件減)
【対前年度 85%】 |
| ③ 労働災害事故 | ゼロ | 2020 年度件数 0 件→2021 年度 0 件(増減無) |
| ④ 顧客の苦情 | ゼロ | 2020 年度件数 1 件→2021 年度 0 件(1 件減) |
| ⑤ 車内事故 | ゼロ | 2020 年度件数 0 件→2021 年度 0 件(増減無) |

主な原因	2020 年度		2021 年度
操作ミス	0 件	⇒	3 件
判断ミス	3 件		2 件
前方不注意	3 件		1 件
確認不足（推測運転）	7 件		5 件
	13 件		11 件

- ① 事故件数は件から件（対前年度比 85%）に減りました。
- ② 事故原因として、判断ミスが増えています。
- ③ 確認不足は少しの心がけで減らすことが出来ます。全体研修のほか班単位で事故情報の共有と検証を行い、同様の事故を防ぐように努めていきます。

4 自動車事故報告規則第二条に規定する事故の発生状況

ありません。

5 輸送の安全に関する計画

- ① 安全管理会議・安全衛生委員会
- ② 班長会議
- ③ 新任運転手研修（適性診断初任診断、入社時健康診断および S A S 検査含む）
- ④ 乗務員研修（全員・営業所別）
 - イ) 社長のことば・意見交換
 - ロ) 道交法などの法令改定確認
 - ハ) バス運転者の労働時間等の改善基準の確認
 - ニ) 事故・ヒヤリハットのドライブレコーダ映像を確認し情報等の共有
 - ホ) その他連絡・報告
 - ヘ) 整備担当からの整備研修 および 実車両を使用した研修
 - ト) 外部講師による講習
- ⑤ 乗務員研修（班別）
 - イ) 班単位による実車研修(運転技術向上研修)
 - ロ) チェーンの確認 着装の基礎
 - ハ) 年末年始総点検運動に連動した車両点検
- ⑥ 運転指導資格所持者による運転フォローアップ
- ⑦ 専任講師による接客対応ブラッシュアップ
- ⑧ 雪道運転教習（長野県志賀高原を予定）
- ⑨ 脳MR I 検査・無呼吸症候群（S A S）検査（全運転者対象）
- ⑩ N A S V A（独立行政法人自動車事故対策機構）による運転者適性診断
 - イ) 65 歳未満 一般診断を隔年実施
 - ロ) 65 歳以上 適齢診断を毎年実施
- ⑪ 救命救急講習
- ⑫ その他外部講習への参加

- イ) 安全運転中央研修所（茨城県ひたちなか市）での研修
- ロ) 運行管理者一般講習（選任者以外の資格取得者含む）
- ハ) 整備管理者選任前・選任後研修
- ニ) 基礎講習
- ホ) 運輸安全マネジメントに係る講習
- ヘ) その他 自動車事故対策機構（NASVA）など主催の講習

6 輸送の安全に関する教育・投資の実績

① 2020年度までの導入実績

- イ) 先進安全自動車（ASV）への更新
- ロ) 車庫増築ならびに給油所・洗車機の更新（近代化）
- ハ) デジタルタコグラフを全車両（32両）に搭載
- ニ) ドライブレコーダ（前方・運転者）を全車両（32両）に搭載
- ホ) I P無線を全車両（32両）に搭載 営業所に基地局（2営業所）設置
- ヘ) 補助席全席にシートベルトを設置
- ト) 営業所据置型アルコールチェッカー更新（免許証有効期限確認付）
- チ) 外出時にスマートフォンと連動して使用するアルコールチェッカーの導入
 - i. 2営業所で30台
 - ii. 1年に1度のメンテナンスを実施（期間または使用回数による）
- リ) 運転手への業務用携帯貸与
 - i. 外出先におけるI Tアルコールチェック対応
 - ii. 会社との業務連絡通話および業務通報メール
 - iii. I P無線とは別回線確保による緊急時の連絡体制の構築
 - iv. 乗務中における関係取引先との連絡用
- ス) 新型コロナウイルス感染症対策
 - i. 運転席背部アクリル板の設置（貸切全車両）
 - ii. 抗菌・抗ウイルス光触媒コーティング（貸切全車両）
 - iii. オゾン消臭発生装置（無人条件で使用できる強力なもの）
 - iv. 「空気清浄機」や「フレッシュオゾン」と「高濃度マイナスイオン」を発生させる空気清浄機（外気導入の弱い車両）
 - v. お客様自身で消毒可能な自動噴霧器（貸切全車両）
 - vi. CO2濃度測定器（ご要望に応じて設置可能）
 - vii. 客席前後間飛沫防止シールド（簡易取付式あるいは完全取付式）
 - viii. 顔認証付検温器（乗務員出退勤時用営業所設置）

② 2021 年度実績・教育実施内容

- イ) 貸切車両 大型 2 両を導入し車両更新
 - i. 衝突衝撃軽減ブレーキ搭載車 14 台/32 台 (43.7%)。
- ロ) ドライブレコーダ左右側方カメラ増設 7 台
- ハ) TOKYO2020 対応 有人対応オゾン消臭器 4 台
- ニ) 安全管理会議・安全衛生委員会 の実施
- ホ) 営業担当会議・運行管理者 (整備管理者) 会議の実施
- ヘ) 乗務員研修の実施 (5 回)
 - i. 法令改正関係
 - ii. 運転手への指導監督に項目連動したドライブレコーダによる研修
 - iii. 整備を含む実車両を用いた研修
 - iv. 年末年始の安全総点検に連動した研修
 - v. 【外部講習】
有限会社エス・アイ・エス様 (東京海上日動火災保険代理店)
による安全運転講習 など



ト) 雪道運転教習 (長野県志賀高原) 22 名



チ) 適性診断 (自動車事故対策機構静岡支所)

- 一般診断 15 名 終了後 所長面談実施
- 初任者診断 2 名 終了後 座学時 また 実車教習期間に活用
- 適齢診断 4 名 終了後 所長 (運行管理者) による技能確認、面談

リ) 救命救急講習 17名 (全乗務員対象3年に1度の間隔で受講)



- ヌ) 健康診断 (夏季7月~8月、冬季1月)
- ル) 夏季健康診断における追加健診の実施 (8月・9月)
 - i. 無呼吸症候群検査実施者 21名
 - ii. 脳MRI等検査実施者 14名
- ヲ) インフルエンザ予防接種の実施
 - i. 社内において3日接種日を設け実施
 - ii. 個人かかりつけ医での接種
- ワ) 運行管理者一般講習受講
 - i. 選任者 3名
 - ii. 資格保有者 (選任外) 4名
- カ) 整備管理者
 - i. 選任前講習 0名
 - ii. 選任後研修 2名
- ヨ) 自動車事故対策機構主催などの講習会
 - i. 2021年6月24日 ガイドラインセミナー 1名 (運行管理者)
- タ) 事故防止委員会・貸切委員会への出席 (静岡県バス協会)

7 輸送の安全に係る内部監査の結果および講じようとする改善措置

- ① 事故件数も改善され軽微な事故のみとなり目標を達成することができた。しかしながら、輸送の安全のためには不断の取り組みが必要不可欠であることから、各種取組の実施のみならず、取り組みの「効果把握」を行ったうえで取り組み自体を「見直し、改善」することが肝要。
- ② 事故やヒヤリハットの情報などをドライブレコーダーを活用し、乗務員全員への個別教育へと進めるよう心掛けたい。

(令和4年3月17日)

8 安全管理規程（平成 25 年 12 月 11 日届出）

安全管理規程

株式会社 大鉄アドバンス

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項及び旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 4 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条 当社は安全第一の意識をもって輸送の安全を確保するための管理の方針その他、事業活動に関する基本的な方針を定め、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直します。

なお、社長以下従業員全員に周知・徹底に努めます。

- 1 お客さまの安全輸送をすべての最優先に努めます。
- 2 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- 3 法令及び規則を遵守し良識を持って行動します。
- 4 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- 5 安全輸送のため P・D・C・A サイクルを確実に実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

（輸送の安全に関する重点施策）

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 自動車部長およびタクシー事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 各営業所長は、自動車部長およびタクシー事業部長の命を受け、輸送の安全確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条

取締役または経営管理に携わる幹部職員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底

- すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
 - 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 - 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 - 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
 - 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 - 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 - 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

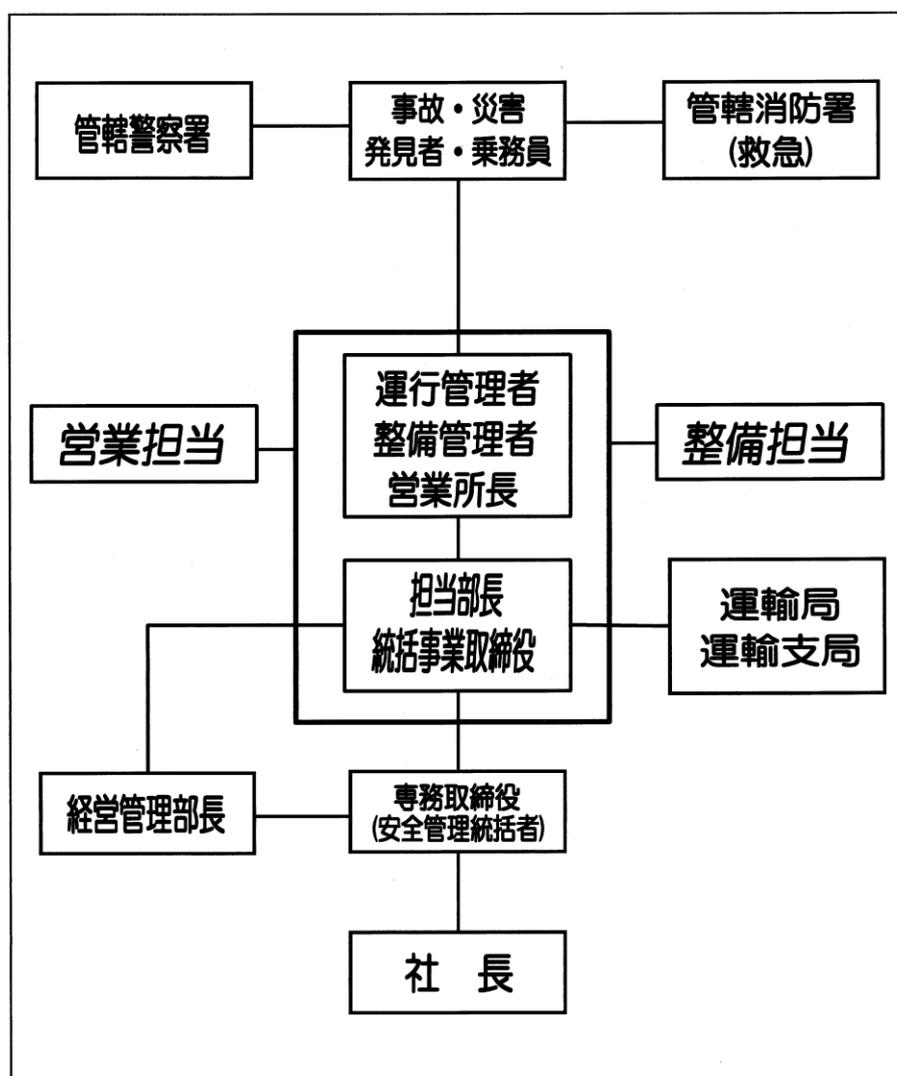
平成 25 年 10 月 1 日 制定

平成 25 年 10 月 1 日 実施

9 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

事故・災害等に関する報告連絡体制図



1 0 安全統括管理者（平成 26 年 7 月 4 日届出）

専務取締役 鈴木 健之

1 1 輸送の安全に関する目標 2022

- ① 重大事故 ゼロ（前年度件数 0 件）
- ② 事故件数 一桁（前年対比 75%目標 前年度 10 件）
 - 一昨年に続き昨年度も判断ミスと確認不足による事故が増えています。推測による運転をしないように啓発していきます。
- ③ 労働災害事故 ゼロ（前年件数 0 件）
- ④ 顧客の苦情 ゼロ（前年件数 0 件）
- ⑤ 車内事故 ゼロ（前年件数 0 件）

1 2 安全目標に向けての重点施策

- ① 指示書（指令書）の内容を確実に理解する。
- ② 推測運転の禁止。
- ③ 後退時の確実な確認。乗務員が複数の場合の誘導の徹底。

株式会社大鉄アドバンス 中運自旅-第 201 号

貸切バス事業者安全性評価認定制度 ★★★（20-1185）

本社 静岡県島田市金谷東二丁目 1112-2 0547-46-3131

金谷自動車営業所 静岡県島田市金谷東二丁目 34-10 0547-45-2400（運行）

0547-46-2370（営業）

大型 16 台 中型 4 台 小型 1 台

静岡自動車営業所 静岡県静岡市駿河区西脇 1163-3 054-204-0575（運行・営業共通）

大型 10 台 中型 1 台

